

大妻女子大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

平成 25 年 3 月 27 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、大妻女子大学遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「安全委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第 2 条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 安全主任者
 - (2) 遺伝子組換え研究者又は遺伝子組換えに関する専門的知識を有する専任の教授、准教授、講師及び助教のうちから 2 名以上
 - (3) 前 2 号以外の自然科学系の専任の教授、准教授、講師及び助教のうちから 1 名
 - (4) 事務局から職員 1 名
- 2 委員は、研究機関の長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 安全委員会は、研究機関の長の諮問等に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、これらの事項に関して研究機関の長に助言又は勧告する。

- (1) 遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）に係る学内規程等の制定又は改廃に関すること。
 - (2) 実験計画の関係法令等に対する適合性に関すること。
 - (3) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
 - (4) 危険時及び事故発生時の必要な措置及び改善策に関すること。
 - (5) その他実験の安全確保に必要な事項に関すること。
- 2 安全委員会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ実験責任者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

(委員長)

第 4 条 安全委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第 5 条 安全委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催できない。

2 安全委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、安全委員会に構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 安全委員会の事務は、総務センター研究支援室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、安全委員会の議を経て、大妻女子大学運営会議で行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。